

第9回これからの北海道立近代美術館検討会議

日時：令和5年（2023年）2月2日（木）10：00～

場所：Web会議システムZOOM

次 第

1 開会

2 議事

北海道立近代美術館リニューアル基本構想（中間報告）素案

3 閉会

■ 配付資料

- ・資料1 北海道立近代美術館リニューアル基本構想（中間報告）素案
- ・資料2 北海道立近代美術館リニューアル基本構想（中間報告）素案【概要版】

議 事

第9回これからの北海道立近代美術館検討会議 出席者名簿

○ 構成員

所 属 ・ 職	氏 名
株式会社haku 代表取締役	菊地 辰徳 <small>まくち たつのり</small>
北海道大学 名誉教授	北村 清彦 <small>きたむら きよひこ</small>
北海道教育大学釧路校 教授	佐々木 宰 <small>ささき つかさ</small>
北海道大学大学院文学研究院 教授	佐々木 亨 <small>ささき とおる</small>
前札幌芸術の森美術館 館長	佐藤 友哉 <small>さとう ともよし</small>

(敬称略、五十音順)

○ 道教委

所 属	職	氏 名
教育庁	生涯学習推進局長 (兼)道立近代美術館担当課長	山上 和弘 <small>やまがみ かずひろ</small>
教育庁生涯学習推進局 文化財・博物館課	課 長	高見 里佳 <small>たかみ りか</small>
	課長補佐	遠藤 新理 <small>えんどう しんり</small>
	係 長	福士兼太郎 <small>ふくし けんたろう</small>
	主 事	伊藤 拓朗 <small>いとう たくろう</small>
	主 事	宮下 直之 <small>みやした なおゆき</small>
北海道立近代美術館	副 館 長	松田 俊也 <small>まつだ としや</small>
	学芸副館長	中村 聖司 <small>なかむら せいじ</small>
	総務企画部長	豊村 洋 <small>とよむら ひろし</small>
	学芸部長	五十嵐聡美 <small>いがらしさとみ</small>
	学芸統括官	土岐美由紀 <small>とき みゆき</small>
	総務企画課長	今村ちぐさ <small>いまむら</small>

北海道立近代美術館リニューアル基本構想 (中間報告) 素案

令和5年(2023年)●月

北海道教育委員会

目次

第1	はじめに	1
第2	検討の背景	2
1	博物館に関する国や世界の動向	2
2	北海道教育推進計画	3
第3	現状と課題	4
1	近代美術館の設置目的	4
2	近代美術館の現状と課題	4
(1)	作品の収集・保存	4
(2)	調査研究	7
(3)	展覧会	8
(4)	教育普及事業	10
(5)	利用者との関係	12
(6)	館運営	13
第4	目指す姿	14
1	経緯	14
2	近代美術館が目指すこと	14
第5	施設整備の基本的な考え方	16
第6	今後の進め方	18
1	基本構想の策定に向けて	18
2	基本構想策定後	19
(1)	基本計画の策定	19
(2)	運営方法のあり方	20
(3)	スタッフの配置、育成	20
参考資料		
	これからの北海道立近代美術館検討会議開催要領	1
	検討経過	3
	近代美術館のあり方検討に関する意見聴取の結果	4
	近代美術館来館者アンケート結果	6
	コンセプト実現のための手法や機能例	10

第1 はじめに

北海道立近代美術館（以下「近代美術館」という。）は、地域性と国際性を併せ持つ総合的近代美術館の構想のもとに、昭和52年（1977年）7月、札幌市のほぼ中心部にオープンしました。以来、「地域に開かれ、地域の美術文化を拓く」ことを基本理念に掲げて、収集・保存、調査研究、展示、教育普及という美術館ならではの活動を着実に積み重ねることにより、本道の美術文化の振興を担ってきました。今日、近代美術館は広く道民に親しまれるとともに、本道はもとより、全国の関係者から、北海道の中核的美術館として大きな信頼と期待が寄せられています。

一方で、間もなく築46年となる施設は、著しく老朽化が進んでいます。また、人口減少や高齢化等による地域社会の変容、デジタル化とインターネットの普及による生活の変化、多様な人々を包摂¹する共生社会への志向の高まり等、オープン時に比べ美術館を取り巻く状況は大きく変わってきており、国内外の美術館では、このような現状に積極的に対応することが求められています。

こうした中、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）では、近代美術館のリニューアルを視野に入れ、今後の近代美術館の施設整備や役割等に関する方針の検討を行うため、令和4年（2022年）1月に、「これからの北海道立近代美術館検討会議（以下「検討会議」という。）」を設置し、これまでの美術館活動の検証や今後求められる使命、役割などについて、有識者や道民の皆様から御意見を伺いながら検討してまいりました。この基本構想（中間報告）は、道教委が近代美術館のあり方を整理したものであり、今後、この基本構想（中間報告）を活用して、近代美術館の施設整備方法を検討してまいります。



¹ 違いのある人たちを、違いを尊重したまま受け入れる社会を目指そうという考え方。

第2 検討の背景

1 博物館に関する国や世界の動向

近代美術館は、博物館法（昭和26年法律第285号）で定められた「博物館」であり、社会教育法（昭和24年法律第207号）で定められた「社会教育のための機関」として、主に芸術に関する資料の収集・保存、調査研究、展示、教育普及事業等を行ってきましたが、近年の社会情勢の変化に伴い、博物館に求められる役割が多様化・高度化しています。

こうした中、令和4年（2022年）に博物館法の一部が改正され、これまで博物館が果たしてきた資料の収集・保存、調査研究、展示、教育普及という基本的な役割・機能を今後も引き続き果たしながら、博物館が社会教育施設と文化施設の双方の役割・機能を担い、社会の変化に応じた博物館の実現を目指すことになりました。

この改正では、博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法（平成13年法律第148号）の精神に基づくことが定められ、新しい時代の博物館は、文化拠点として国民生活に欠くことのできない施設であることが明確に位置づけられるとともに、法改正の検討の過程において、これからの時代にふさわしい、新しい博物館に求められる役割・機能として、

- ① 資料の収集・保管と文化の継承（「守り、受け継ぐ」）
- ② 資料の展示、情報の発信と文化の共有（「わかち合う」）
- ③ 多世代への学びの提供（「育む」）
- ④ 社会や地域の課題への対応（「つなぐ、向き合う」）
- ⑤ 専門的人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上（「営む」）

（典拠 博物館法制度の今後のあり方について（答申）文化審議会2021年12月）

の5つの方向性が見出され、博物館がその役割を果たすことにより、地域社会や人々の生活がより創造性に満ちた豊かなものへと発展していくことが期待されています。

一方、世界の動向に目を向けると、ICOM（国際博物館会議）²では、博物館が置かれている社会的状況を考慮して、平成19年（2007年）に採択されたICOM規約第3条に規定する博物館定義の改正に向けた検討が平成27年（2015年）から行われ、令和4年（2022年）8月、ICOMプラハ大会の臨時総会において、博物館の定義を改正することが議決されました。

博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性³と持続可能性⁴を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、楽しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。

～ICOM日本委員会による博物館定義の日本語訳

² 博物館の進歩発展を目的として創設された国際的な非政府組織。世界各地の博物館及び博物館専門家が、倫理的基準と革新的実践について話し合い、交流するためのグローバルなコミュニティ。

³ ダイバーシティ。生活スタイル、宗教、価値観なども多様であることを指し、教育過程においても、多様な価値観の中で考え、学ぶという考え方。

⁴ サステナビリティ。現代の世代の活動が、将来の世代の活動を損なうことなく持続できるかどうかを表す概念。

2 北海道教育推進計画

道教委では、「北海道教育推進計画（2023年度～2027年度）」（令和5年（2023年）3月下旬策定予定）において、「道内の美術館等が文化発信・交流の拠点としてネットワークでつながり、多様な鑑賞機会の拡充や教育普及活動の充実により、子どもたちの芸術に対する感性や郷土の歴史・文化に対する理解の深化、全ての道民が生涯を通じて、身近で気軽に芸術文化活動を楽しめる環境づくりに取り組む」ことを施策の方向性として掲げるとともに、子どもから大人まで、誰もが心ゆたかにアートに触れられる憩いと学びの場としての機能の充実が図られ、一層魅力が高まるよう、近代美術館の今後のあり方を検討することとしています。

第3 現状と課題

1 近代美術館の設置目的

道教委は、道民に美術鑑賞の機会を提供するとともに、美術創作活動を行っている人々の意欲を助長し、その活動を奨励するため、中心となる道立美術館の建設とその活動の充実を図るとともに、道民の期待に十分に応えるよう、昭和47年（1972年）11月に決定した「北海道立美術館建設基本構想」に基づき、近代美術館を設置しました。

「北海道立美術館建設基本構想」（抜粋）（昭和47年11月 北海道教育庁）

1 建設の目的

北海道における美術文化の中核的役割を果たすとともに、本道文化の創造と推進に寄与する。

2 性格

広く内外の近代以後の造形美術を扱うとともに、北方圏にふさわしい特色ある美術館活動につとめる。

3 事業の概要

- (1) すぐれた美術作品を展示し、広く道民に鑑賞の機会を提供する。
- (2) 本道関係並びに広く内外の美術作品を収集保存する。
- (3) 美術に関する資料の収集保存と調査研究を行う。
- (4) 美術に関する講演会、研究会等教育普及活動を行う。
- (5) 北方圏における美術文化の交流を行う。
- (6) その他

4 建設の場所

札幌市中央区北1条西17丁目 道有地 19,470 m² (5,890 坪)

2 近代美術館の現状と課題

近代美術館はこれまで、美術作品の収集・保存や調査研究、展示、教育普及活動等の事業を行ってきましたが、以下6つの項目ごとに、現状と現在抱えている課題を整理しました。

(1) 作品の収集・保存

ア 収集方針

昭和48年（1973年）、道教委では、近代美術館の開館に向け、「新美術館収蔵作品収集基本方針」を策定し、系統的・計画的な作品収集を進めました。その後、昭和57年（1982年）の旭川美術館設置をはじめとして、昭和63年（1988年）に道立美術館5館目の帯広美術館の設置が決定したことを契機に、道立美術館相互の連携と相乗的な機能向上のために、「北海道立美術館作品収蔵計画（平成元年～平成10年）」を策定しました。計画は以後10年ごとに策定し、現在は「第4期北海道立美術館等作品収蔵計画（令和元年～令和10年）」に基づき作品を収集しています。

近代美術館が「北海道の美術」を収集方針に据えたことにより、近代以降の北海道美術の歴史を一望

できるコレクションが成立しました。このことは、地域の美術館として他に代えがたい役割を果たしたと言えます。

「北海道の美術」コレクションは、北海道出身の文化勲章の受章者（山口蓬春、片岡球子、岩橋英遠）をはじめとする全国的な評価を得た作家、地域を活動の舞台として地域の美術文化をけん引した作家、近代美術館の調査研究を通して発掘された作家など、幅広い作品を含んでいます。また、「エコール・ド・パリ⁵」コレクションと「ガラス工芸」コレクションは、質・量ともに国内有数の充実度を示しており、全国の公私立美術館の要望により巡回展が開催されています。

《収集方針と代表的な作品》

収集方針	代表的な作品
○ 北海道の美術	片岡球子「山（富士山）」
○ 日本近代の美術	横山大観「陶靖節 幽篁弹琴」
○ エコール・ド・パリ	マルク・シャガール「パリの空に花」
○ ガラス工芸	ルイ・コムフォート・ティファニ「ランプ・きばなふじ」
○ 現代の美術	ブリジット・ライリー「アレスト I」

※ その他の特色あるコレクションとして、16世紀から20世紀にかけてのヨーロッパの版画、歌川国貞を主とする江戸後期の浮世絵等がある。

イ 作品の収集方法

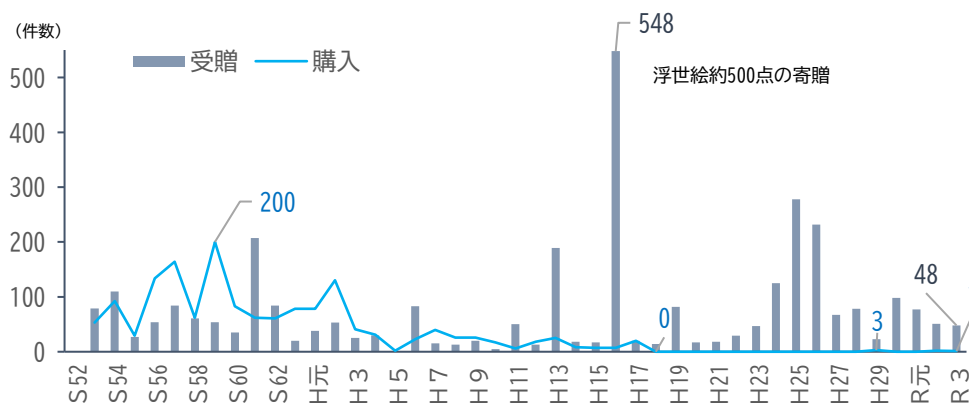
作品の収集方法は、購入（平成5年度以降は美術品取得基金⁶による）のほか、受贈も行っており、散逸が懸念される個人所有の貴重な作品の寄贈先としての役割も担っています。

《近代美術館の種類別収蔵作品数（R4.3.31現在）》

（単位：点）

油彩	日本画	水彩 素描	版画	彫刻	工芸	デザイン	写真	合計
829	282	369	2,286	113	1,720	231	51	5,881

《受贈・購入の推移》



⁵ 1920～30年代のパリにおいて、特定の美術運動やグループに属することなく活動した、主に外国人画家たちを指す言葉。

⁶ 北海道美術品取得基金条例（平成5年3月31日条例第6号）に基づき、道立美術館及び道立釧路芸術館の事業の用に供する美術品を円滑かつ効率的に取得するために設置。

ウ 収蔵作品の活用

道民の財産である収蔵作品については、館内における常設展示のほか、館外での移動美術館や出張アート教室（令和4年度からはオンライン実施）において、より多くの道民が収蔵作品に触れることができる機会の創出に努めています。

さらに、道立施設間での収蔵作品の貸借、道内及び国内外の美術館等からの要望に応えた貸し出しを行い、当該美術館等の展覧会の開催に貢献するとともに、北海道美術の紹介や道立美術館のPRにつなげています。

《主な作品貸出先》

区分	主な貸出先
道内	各道立美術館、札幌芸術の森美術館、市立小樽美術館、木田金次郎美術館、神田日勝記念美術館、釧路市立美術館、網走市立美術館、小川原脩記念美術館、北海道美術協会、六花亭、北海道銀行、作家個展等
道外	国立美術館・博物館、都府県立美術館、市区町村立美術館、私立美術館（サントリー美術館、ブリヂストン美術館 [現・アーティゾン美術館]、そごう美術館等）、海外美術館（ロダン美術館、パリ市立近代美術館、デンマーク国立美術館、フィンランド国立美術館等）

エ 課題

○ 継続的・計画的な収集によるコレクションの充実

平成18年度以降、美術品取得基金による購入が減少している現状を踏まえ、収集における計画性を一層高め、購入・受贈を継続的・効果的に進めることによって、コレクションの充実を図る必要があります。

○ 収集方針の検討

近代美術館が活動してきた半世紀ほどの間に、美術に関する調査研究が進展したことや、写真やデザイン、サブカルチャー⁷の展覧会が一般的になる等、美術館が扱う領域が拡張しています。こうした状況を勘案し、近代美術館が目指すコレクションについて、道立美術館全体でのコレクションのあり方等を踏まえながら、収集方針を検討する必要があります。

○ 収蔵庫等の狭あい化

昭和62年（1987年）に第2収蔵庫を増築してから35年が経過し、作品収蔵スペースが不足しており、やむを得ず、収蔵庫内の廊下や展示室の一部を収蔵スペースとして用いています。

また、安全に作品の搬出入を行うための荷解室の広さ、展示什器類や高所作業車などの保管場所も不足しており、今後の収集や展示活動の充実のためには、適切なスペースを確保する必要があります。

⁷ 正統的な文化に対し、若者など、一部の人々を担い手とする文化。日本においては、マンガやアニメなどの大衆的な文化をサブカルと呼ぶ傾向が多い。

《収蔵庫面積》

時期	面積	摘要	収蔵作品数
開館（昭和 52 年）	587.0 m ²	第 1 収蔵庫	916 点
増築（昭和 62 年）	810.2 m ²	第 2 収蔵庫 223.2 m ²	2,587 点
現在（令和 4 年）	810.2 m ²	第 1 収蔵庫、第 2 収蔵庫	5,881 点
	108.0 m ²	展示室の一部を収蔵庫に代用	

○ 収蔵環境の保全

厳密な温湿度管理が求められる収蔵庫において、老朽化による空調機のトラブルや断熱の不具合による結露などが発生することがあるため、設備の性能や建物の構造にかかわる問題等を視野に入れながら、収蔵環境の適切な保全に努める必要があります。

○ 作品修復の促進

適切な状態で保存と活用を行うために、計画的に作品を修復する必要があります。



(2) 調査研究

ア 調査研究

美術作品の調査研究は、美術館の根幹的業務の一つです。美術の研究や取扱いを専門とする学芸員は、その専門性を活かし、収蔵作品をはじめ広く美術について調査研究を行い、道民の幅広い興味関心に応える多彩なコレクション展や、ゴッホ展・ルノワール展等の大規模国際展、国宝等貴重な文化財の展覧会を企画し、調査研究の成果を展示や図録等により社会に広めていくことに努めています。

また、北海道の美術の歴史を詳しく調査し、特に近代以降の美術の流れを収集や展示を通して明らかにしてきました。その過程で、神田日勝や木田金次郎など、現在では全国的にも知名度がある優れた道内の作家を見だし、その作家に関する調査研究を図録や書籍にまとめ、地域の美術文化の姿を明らかにするとともに、そうした研究の蓄積に寄与しています。

イ 学芸員の資質の向上

道内外の美術館の学芸員との共同による展覧会の実施や美術館活動に関する最新情報の交換、研修への参加を通して、学芸員の専門性や企画力の向上を図っています。

ウ 他館の活動への支援

道内の市町村立美術館や私立美術館に対し、作家・作品に関する情報提供や作品の取り扱いに関する助言、運営協議会や作品収蔵委員会への参加等、学芸員の専門性を活かした幅広い支援を行っています。

エ 課題

○ 調査研究の充実

学芸員が調査研究を深化させるためには、資料の調査と収集に要する経費や、資料の保管場所を確保する必要があります。

○ 調査研究の成果を還元できる機会の充実

調査研究の成果を広く社会に還元するためには、美術館の自主企画による展示や、展覧会の記録である図録、研究論文や調査報告を掲載した紀要、作家作品研究に基づく書籍の作成を、計画的・継続的に行う必要があります。

○ 資料や研究成果などのアーカイブ⁸の構築

これまで積み重ねてきた研究成果はもとより、研究に用いた資料や展覧会活動に関する情報、作品・作家に関する情報などについて、デジタル技術を活用し、長期に保存するとともに、そうした情報を、来館者への提供のみならず、広く公開・発信することが求められています。

(3) 展覧会

ア 常設展示

常設展示室においては、北海道の美術やエコール・ド・パリなど、年数回、テーマに沿った展覧会を開催するとともに、長年行ってきた視覚障がい者のための「ふれるかたち」展（彫刻など立体作品に手で触れて鑑賞）のほか、収蔵作品の中から1点を掘り下げて展示・解説する「この一点を見てほしい。」など、テーマ性を持った収蔵作品の紹介を行っています。

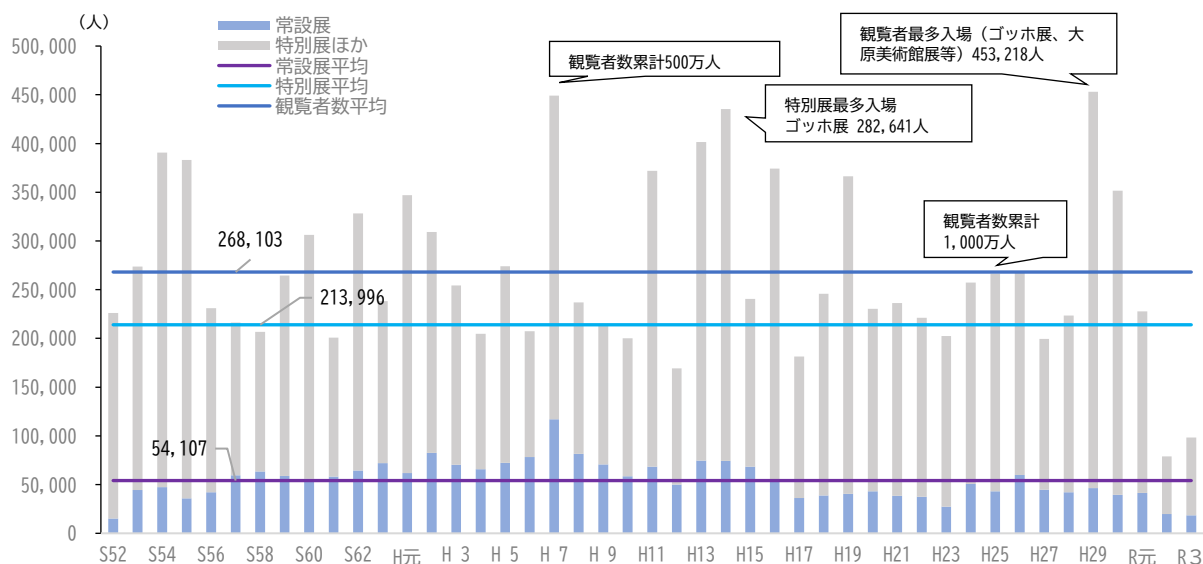
イ 特別展示

特別展示においては、年間4～6回、近代美術館の収集方針である優れた「北海道の美術」に関する展覧会のほか、報道機関等との共催により、国宝や重要文化財を含む古美術展をはじめ、国内だけでなく、世界各国の多彩で優れた芸術を紹介する大規模な展覧会を開催しています。

また、北海道の美術作家の活動の支援や、道民の皆様に様々な美術を鑑賞していただくために、展覧会を貸館として実施しています。

⁸ 古文書、記録文書類。コンピュータで、関連のある複数のファイルをまとめること。美術作品においても、映像や写真作品だけではなく、絵画や彫刻もイメージデータに変換し、アーカイブとして保存する作業が行われている。

《観覧者数の状況》



ウ 移動美術館⁹

地理的条件等により、美術作品の鑑賞が難しい地域の方々には、道内市町村において収蔵作品による展覧会を行う移動美術館（ぐるっと美術館）を実施し、できるだけ多くの道民の皆様へ鑑賞していただけるよう努めています。

エ 課題

○ 収蔵作品の活用機会の充実

常設展の実施回数の減少などに伴い、観覧者数が減少傾向にあることから、収蔵作品を活用しながら、道民が多く収蔵作品に触れることができる機会を充実させる必要があります。

○ 来館者の多様なニーズ

来館者等からは、日本や海外の名作の展覧会や、国内外の美術館や博物館と連携した催し、屋外の自然と融合した展示など、様々な要望が寄せられていることから、来館者のニーズなどを分析し、今後の活動に活かす必要があります。

観光客には、一度きりの来館となる可能性があることから、近代美術館でしか鑑賞することのできない代表的なコレクションを常時展示することが望ましい一方、地域の方々からは、新しいテーマの展示も求められており、それに対応した展示室の面積が必要です。

○ 実行委員会展のあり方の検討

これまで国内外の優れた芸術を紹介する大規模な展覧会を、報道機関等とともに実行委員会展として開催してきましたが、実施方法や収益のあり方などについて検討することが求められています。

○ 移動美術館の実施方法の検討

平成13年度までは年5会場で開催していましたが、毎年市町村からの開催希望はあるものの、令和

⁹ 地理的条件等により、美術作品の鑑賞機会が少ない地域の人々への鑑賞機会の提供と、地域の学校や文化団体と連携した教育事業の実施により、美術への理解と関心を深めることを目的に、道立美術館が対象地域で展覧会を実施する事業。

3年度は2会場での実施となっています。

今後は、より多くの道民に美術の鑑賞機会を提供できるよう、道内各地域の美術館や博物館との連携や役割分担、実施方法等について検討が求められています。

○ 展示環境の保全

展示室では作品に適切な温湿度管理などに努めていますが、施設の構造や設備の老朽化によって、展示環境の維持が不安定な状況になっており、作品を安定して管理できる環境の整備が必要です。

○ 展示用什器の保管場所の充実

作品展示のためのケースや台、パネルといった展示用什器を通路等に置いている状況にあり、保管場所を確保する必要があります。

(4) 教育普及事業

ア 教育普及事業

子どもから大人まで、文化的教養を高めるための教育機関としての役割を果たすとともに、美術館を身近な存在として親しんでもらうため、収蔵作品や展覧会に関する講演会や講座、ワークショップ¹⁰などを実施しています。

最近では、どこからでも展覧会が楽しめる動画の配信や、来館が困難な障がいのある子ども達に向けたオンライン授業¹¹なども行っています。

《主な教育普及事業（令和3年度）》

区 分	内 容 等	参加者数
特別展関連事業	講演会、学芸員による見どころ解説など	564人
近美コレクション関連事業	美術講座、オリエンテーショントーク、アーティストトーク、ぐるっと3館鑑賞ツアー（近美、三岸、知事公館）	381人
ミュージアム・トーク	学芸員による近美コレクションに関する講話	260人
ギャラリー・ツアー	ボランティアによる近美コレクションの展示解説	1,004人
コンサート	近美や他団体主催による展示に関連したコンサート	67人

イ 学校連携事業

○ 学校との連携

総合的な学習の時間や修学旅行における学習の場の提供のほか、美術館の収蔵作品を学校に運び、子どもたちに作品を見てもらいながら学芸員が鑑賞の手ほどきを行う「出張アート教室」や、夏休み期間における教員向けの研修を実施するとともに、学校の授業で活用できる鑑賞学習支援ツール¹²を作

¹⁰ 進行役や講師を迎えて行う体験型講座。

¹¹ 美術作品の鑑賞機会の拡充及び理解促進を図ることを目的に、道立美術館と公立学校をオンラインでつなぎ、児童生徒に鑑賞の手ほどきや作品に関する講義を行う事業。

¹² 道立美術館の所蔵品を活用した美術鑑賞教材。所蔵品64点をはがきサイズにした「アートカード」や、岩橋英遠の画業の集大成ともいえる、北海道の四季を絵巻形式で描いた《道産子追憶之巻》を2/3スケールで32枚のシートに複製した「《道産子追憶之巻》複製シート」などがある。

成し、貸出を行っています。

○ 大学等との連携

大学生や専門学校生などが教育活動の一環として、芸術作品を鑑賞する機会を持ち、芸術文化を理解する能力を高めることができるよう、大学等が年間観覧料を負担することにより、在籍する学生が観覧料を負担することなく、常設展の観覧ができる「北海道立美術館キャンパス・パートナーシップ制度」を設定しています。

また、学芸員資格認定のための博物館実習を行っており、大学の依頼により受け入れた実習生は、昭和52年度から令和3年度までで740名にのぼります。

ウ 生涯学習の場としての役割

生涯学習の場として、上記教育普及事業の中で実施される講演や解説のほか、美術関連の図書や映像資料を閲覧できるとともに、ボランティアが窓口となって美術に関する質問に答えるアート・レファレンス・サービス（ARS）コーナーを設置しています。また、美術に関する一般の方からの問い合わせや相談にも常時対応しています。

エ 課題

○ 教育普及事業の再構築

開館以来、「地域に開かれ、地域の美術文化を拓く」ことを基本理念に掲げて、全国に先駆けて子ども向け展覧会の開催など、教育普及活動を開催してきましたが、近年、実施事業が減少してきており、ICT¹³の活用や、子どもの好奇心を刺激し感性が育まれるプログラム、誰もが興味を持ちやすいイベントなど、教育普及事業の工夫が求められています。

○ 子どもたちが美術に触れる機会の提供

小・中学校の授業における図工・美術の指導時間数が減少しているため、子どもたちが美術に触れる機会を、美術館がこれまで以上に提供することが必要です。

また、鑑賞学習支援ツールの貸出数の減少（令和元年度：19件、令和2年度：2件、令和3年度：4件）を踏まえ、ツールのさらなる周知や広報を図るとともに、具体的な活用方法を教員に伝えるためのマニュアルや授業見本の作成等について検討が求められています。

○ 教育普及のための施設設備の充実

講演会や講座などを行う講堂は、段差への対応や車椅子用のスペースの確保といったバリアフリー化など、来場者の動線への配慮が不足しています。また、講堂と映像室は、映像・音響・照明などの設備が老朽化しています。図書や美術に関する映像の視聴ができるARSコーナーは、全体のスペースに限りがあるため、閲覧スペースを数席しか設けることができない状況となっています。

また、道民が自由に利活用できるエリアや、教育普及の取組を日常的に行うことのできる専用空間、子どもが集い学ぶことのできる場所などの充実が求められています。

¹³ Information and Communication Technology。情報処理及び通信技術の総称。



(5) 利用者との関係

ア 来館者アンケート

近代美術館の活動や施設等について、展覧会を開催するたびに来館者にアンケート調査を実施したところ、近美コレクションについては約60%、特別展については約70%の人から「満足」「やや満足」という回答をいただき、館内表示や清潔さ・雰囲気については、70%以上の人から「満足」「やや満足」という回答をいただきました。

また、ARSに設置した図書コーナーやミュージアム・ショップ、喫茶・レストランについては、利用者の半数以上から「満足」「やや満足」という回答をいただきました。

※アンケート結果の詳細は、参考資料6ページ「近代美術館来館者アンケート結果」参照

イ 広報

展覧会等の広報については、ポスター・リーフレットの配付、情報誌への掲載などを行っているほか、ホームページはデザイン性や利用しやすきの向上のために、令和3年にリニューアルし、動画やTwitter、Facebookを活用して、展覧会の見どころなどを発信しています。

ウ 課題

○ ユニバーサル・デザイン¹⁴への対応等

常設展示室内の2階との経路は階段しかないため不便であることや、トイレが古い・狭い・足りないなどの御意見をいただいています。

また、美術館活動をサポートしていただいているボランティアの方が活動したり、待機できる場所が狭いと御意見をいただいています。

○ くつろぎの場所としての機能の充実

来館者をはじめステークホルダー¹⁵からは、気軽に利用できるカフェやレストラン、ミュージアム・ショップの充実、展示室内外において休憩できる場所や椅子の設置といった、展示を見るだけでなく、ゆっくりくつろげる場所にして欲しいとの御意見をいただいています。

¹⁴ 年齢や能力にかかわらず、すべての人が使いやすいように工夫された用具・建造物などのデザイン。

¹⁵ 企業（美術館）に利害関係を持つ人や組織。職員や取引先のほか、利用者や地域住民も含まれる。

(6) 館運営

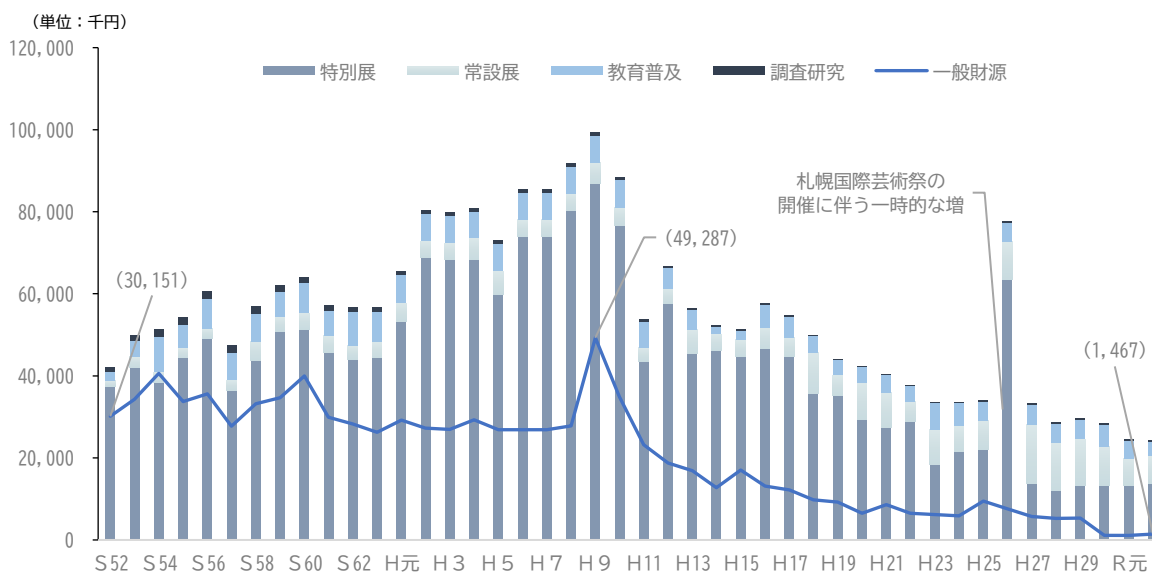
ア 運営形態と財源

道教委が直営で、館長（非常勤）ほか職員 23 名（学芸系職員 14 名）で運営しており、清掃・警備・設備管理は外部委託しています。

予算は、一般財源のほか、観覧料・貸館料・施設使用料を財源としています。

レストランのスペース（令和3年2月よりカフェとして営業）は公募を行い民間事業者へ施設使用料を徴収して貸し出し、ミュージアム・ショップのスペースは北海道美術館協会の¹⁶に施設使用料を徴収して貸し出しています。

《事業費予算の推移》



イ 課題

○ 予算

事業費の縮小により、常設展示の実施回数の減少や子ども向け特別展の廃止を余儀なくされていますが、多くの収蔵作品に触れることができる機会や、子ども達が美術に触れる機会等の充実が求められています。

○ 駐車場

来館者をはじめとしたステークホルダーからは、修学旅行等の団体観覧受け入れや、もっと気軽に訪れることができるよう、駐車場の充実が求められています。

○ 名称

近代美術館は長らく道民から「キンビ」という愛称で親しまれておりますが、開催する展覧会が必ずしも「近代」に限った展覧会ではなく、多様な時代・ジャンルを取り扱っており、また、浮世絵コレクションを受贈するなど、収蔵作品の年代も広がっていることなどから、これからの「目指す姿」にふさわしい美術館の名称について検討を求める御意見をいただいています。

¹⁶ 道立美術館の活動に協力し、様々な活動を行う一般社団法人。近代美術館においては、常設展示の作品解説、ミュージアム・ショップの運営、資料整理、美術講座の開催などを担っている。